

室戸市告示第 1 2 8 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律による放置等を禁止する区域及び物件の指定に関する公示

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号)第 3 9 条第 5 項各号列記以外の部分に規定する区域及び同項第 2 号に規定する物件を指定したので、同法第 3 9 条第 6 項の規定に基づき公示する。

その関係資料は、次により 2 週間の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

室戸市長 植田 壯一郎



1. 縦覧の期間 令和 8 年 8 月 1 2 日から令和 8 年 8 月 2 5 日まで
2. 縦覧の場所 室戸市役所建設土木課
3. 縦覧の資料 別紙のとおり

掲示期間 8 月 2 5 日まで